

林業経営体（森林組合、素材生産業者、自伐林家等） で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、 業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。

※「林業経営体に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する
ガイドライン」<https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_rin.pdf>

1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、**徹底した対策**をお願いします。

○従業員等に感染予防策を要請します。

- ①体温の測定と記録
- ②発熱などの症状がある場合は、事業主等に連絡して自宅待機
- ③37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、事業主等に連絡の上、保健所に問い合わせ

○マイクロバスでの通勤や休憩では定期的な換気を行って下さい。

○従業員から診断結果等の報告を速やかに受ける体制を構築して下さい。

○手洗いなどの感染予防策を徹底して下さい。

- ①出勤時やトイレ使用后、事業所等への入場時の手洗い、手指の消毒
- ②できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底
- ③通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応してください。

○患者が確認された場合には、保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、従業員等に周知して下さい。

○保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。

○濃厚接触者と確定された従業員には、14日間出勤停止し、健康観察を実施して下さい。

○濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査を受検します。